

第 6 章

参考資料

第6章 参考資料

1 意識調査結果(アンケート・ヒヤリング)の実施結果

(1) アンケート調査

・調査概要

対象	配布方法	回答方法	回答期間
保護者 <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者手帳所持児童 ・ 特別支援学級利用児童 ・ 通級指導学級利用児童 ・ すみれ教室利用児童 ・ 訪問看護事業利用児童 	<ul style="list-style-type: none"> 郵送 学校配布 学校配布 施設配布・郵送 郵送 	<ul style="list-style-type: none"> 郵送 又は WEB 	2017年6月16日 ～6月30日
関係機関 <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域子育て相談センター ・ 保育園・幼稚園等 ・ 公立小学校 ・ 公立中学校 	<ul style="list-style-type: none"> 郵送 	<ul style="list-style-type: none"> 郵送 	

・回収結果

対象	配布数	回収	回収率
保護者	2,673 件	1,158 件 (Web 回答数164 件含む)	43.3%
関係機関	180 件	117 件	65.0%

(2) ヒアリング調査

・実施期間

2017年7月26日～8月4日

・ヒアリング対象機関

ヒアリング対象機関
すみれ教室
教育センター
保健所
東京都立町田の丘学園
町田市民病院
島田療育センター
町田市医師会訪問看護ステーション
きらら訪問看護ステーション
放課後等デイサービス「びっころもんど」
放課後等デイサービス「きららトワイライト」
放課後等デイサービス「つくしんぼ」
中央学童保育クラブ
どろん子学童保育クラブ

2 町田市子ども・子育て会議

(1) 町田市子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項に規定する合議制の機関として、町田市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を置く。

(定義)

第2条 この条例で使用する用語の意義は、法で使用する用語の例による。

(所掌事務)

第3条 子育て会議は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査、審議し、答申する。

- (1) 法第77条第1項各号に掲げる事務に関すること。
- (2) 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第8条に規定する市町村行動計画に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援に関し市長が必要と認める事項（平27条例42・一部改正）

(組織)

第4条 子育て会議は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 子ども・子育て支援に関し学識経験を有する者
- (2) 子ども・子育て支援を実施する事業者の代表
- (3) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者の代表
- (4) 保健医療関係団体の代表
- (5) 経済関係団体の代表
- (6) 公募による保護者で市内に住所を有するもの
- (7) 前各号に掲げる者のほか、子ども・子育て支援に関係する者のうち市長が適当と認める者（平27条例42・一部改正）

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。ただし、原則として、通算して10年を限度とする。

(臨時委員)

第6条 市長は、特別又は専門の事項を調査し、審議するために必要があると認めるときは、子育て会議に臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員の任期は、当該特別又は専門の事項の調査審議が終了したときまでとする。

(会長)

第7条 子育て会議に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、子育て会議を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第8条 子育て会議は、必要に応じ会長が招集する。

2 子育て会議は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 子育て会議の議事は、出席した委員及び臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、子育て会議に委員及び臨時委員以外の者の出席を求めることができる。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、町田市規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年11月1日から施行する。

(町田市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 町田市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和33年4月町田市条例第22号)の一部を次のように改正する。

第2条中第58号を第59号とし、第57号の次に次の1号を加える。

(58) 町田市子ども・子育て会議委員

別表国民健康・栄養調査員の項の次に次のように加える。

町田市子ども・子育て会議	会長	日額 25,500円
	学識経験者	日額 21,700円
	その他委員	日額 10,000円

附 則 (平成27年10月7日条例第42号)

(施行期日)

1 この条例は、平成27年12月17日から施行する。

(任期の特例)

2 この条例の施行の日から平成28年3月31日までの間に委嘱された委員の任期は、改正後の町田市子ども・子育て会議条例第5条第1項の規定にかかわらず、平成30年3月31日までとする。

(2) 町田市子ども・子育て会議運営規則

(主旨)

第1条 この規則は、町田市子ども・子育て会議条例(平成25年10月町田市条例第36号)第9条の規定に基づき、町田市子ども・子育て会議(以下「子育て会議」という。)の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(招集の通知)

第2条 会長は、子育て会議を招集しようとするときは、次に掲げる事項をあらかじめ、委員(当該子育て会議の議題に関係のある臨時委員があるときは、当該臨時委員を含む。)に通知する。

- (1) 開催日時
- (2) 開催場所
- (3) 議題

(庶務)

第3条 子育て会議の庶務は、子ども生活部子ども総務課において処理する。

(委任)

第4条 この規則に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この規則は、平成25年11月1日から施行する。

(3) 町田市子ども・子育て会議委員

任期 2016年1月21日～2018年3月31日

構成	氏名	所属
子ども・子育て支援 に関し学識経験を有 する者	◎金子 和正	東京家政学院大学
	○吉永 真理	昭和薬科大学
子ども・子育て支援 を実施する事業者の 代表	齋藤 祐善	町田市私立幼稚園協会
	土橋 一智	町田市法人立保育園協会
	藤田 義江	町田市社会福祉協議会
	大野 浩子	NPO 法人子ども広場あそべこどもたち
子ども・子育て支援 を実施する事業に従 事する者の代表	大泉 永 (2017年4月～)	町田市公立小学校校長会
	熊坂 有美	町田市民生委員児童委員協議会
	大森 雅代 (～2017年4月)	町田市中学校PTA 連合会
	岩間 綾子 (2017年5月～)	
保健医療関係団体の 代表	豊川 達記	町田市医師会
経済関係団体の代表	澤井 宏行	町田商工会議所
公募による保護者で 市内に住所を有する 者	石井 由利子	市民
	清水 亜希子	市民
	白井 信明	市民

※◎は会長、○は副会長

(4) 「町田市子ども発達支援計画」臨時委員

任期 2017年4月27日～審議案件終了まで

構成	氏名	所属
学識経験者	小林 保子	鎌倉女子大学
東京都立町田の丘学 園教諭	森山 知也	東京都立町田の丘学園
障がい児通所支援に 係る事業者の代表	田部井 眞	社会福祉法人ボワ・すみれ福祉会
障がい者団体の代表	酒井 恵子	町田市心身障がい児・者を守る会 すみれ会

3 町田市子ども発達支援計画(障害児福祉計画)庁内検討会 委員

(1) 検討会委員

地域福祉部障がい福祉課長
保健所保健予防課担当課長
学校教育部教育センター所長
市民病院事務部医事課長
子ども生活部子ども総務課長
子ども生活部児童青少年課長
子ども生活部保育・幼稚園課長
子ども生活部子育て推進課長
子ども生活部子ども家庭支援センター長
子ども生活部すみれ教室所長

(2) 事務局

子ども生活部子ども総務課
子ども生活部すみれ教室

4 計画策定の経過

回	開催日	検討内容
第1回	2017年 4月27日	◇町田市子ども発達支援計画（案）の作成について
第2回	2017年 5月25日	◇町田市子ども発達支援計画（案）調査項目・記載事項確認について
第3回	2017年 6月29日	◇町田市子ども発達支援計画（案）計画骨子について
第4回	2017年 7月12日	◇町田市子ども発達支援計画アンケート調査結果（速報）について ◇町田市子ども発達支援計画素案確認について
第5回	2017年 9月7日	◇町田市子どもの発達支援に関する市民意識調査結果報告書について ◇町田市子ども発達支援計画案確認について
第6回	2017年 10月17日	◇町田市子ども発達支援計画案確認について
第7回	2018年 2月1日	◇パブリックコメント実施結果について ◇町田市子ども発達支援計画案の最終確認について

5 用語解説

番号	単語	説明	ページ
※1	児童発達支援センター	未就学の子どもに対する個々の障がいの状態や発達の過程等に応じた発達支援や、家族への支援に加え、保育園・幼稚園等の子どもが通う施設に対しても専門的な知識や経験に基づく支援を行うなど、地域の障がい児支援の中核的役割を担う施設。	2
※2	重症心身障がい児	重度の知的障がい及び重度の肢体不自由が重複している児童のこと。	2, 9, 20, 29, 42, 63
※3	医療的ケア児	チューブで栄養を摂ったり、痰を機械で吸ったりするなどの「医療的ケア」を、生活を営むために、日常的に要する児童のこと。	2, 9, 10, 20, 42, 43, 58, 63, 64, 65
※4	身体障害者手帳	身体に障がい ^{※5} のある方が福祉的サービスを受けるために必要な手帳で、障がいの種類や程度により1級から6級までの区分で交付されます。	7, 38
※5	身体障がい	視覚、聴覚、平衡機能、音声・言語・そしゃく機能、肢体不自由（上肢・下肢・体幹・運動機能）、内部機能（心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、免疫、肝臓）に障がいがあり、日常生活に制約等がある障がいのこと。	93
※6	愛の手帳（療育手帳）	知的障がい ^{※7} のある方が福祉的サービスを受けるために必要な手帳で、障がいの程度により1度から4度の区分で交付されます。（他道府県の多くでは「療育手帳」と呼ばれています。）	7, 42
※7	知的障がい	知的機能の障がいが発達期（概ね18歳まで）にあらわれ、日常生活に支障があるために、何らかの援助を必要とする障がいのこと。	12, 93
※8	精神障害者保健福祉手帳	精神障がい ^{※9} ・発達障がい ^{※24} のある方が、福祉的サービスを受けるための手帳で、障がいの程度により1級から3級の区分で交付されます。	8, 42
※9	精神障がい	統合失調症、うつ病等の気分障がい、アルコールや薬物依存、その他の精神疾患の状態にある障がいのこと。	93

番号	単語	説明	ページ
※10	特別支援学校	学校教育法に基づき、視覚・聴覚・知的障がい・肢体不自由または病弱（身体虚弱を含む）のある子どもに対し、幼稚園・小・中・高等学校に準ずる教育を行うと共に、障がいによる学習・生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を身につけることを目的に設置される学校。	9, 10, 12, 13, 42, 47, 72
※11	特別支援学級	障がい等により、通常の学級における指導では十分な効果を上げる事が困難な児童・生徒に対し、きめ細やかな教育を行うため特定の小・中学校に配置される少人数の学級。	10, 11, 42, 43, 47, 72, 74
※12	加配	障がいを有するなど特に配慮が必要な子どもが通う保育園等で、クラスの運営にあたって特に手厚い職員配置が必要な場合に、あらかじめ決められている保育士等の配置に加えて職員を配置すること。	11, 13, 59
※13	通級指導学級	障がい等はあるが、通常の学級での学習に概ね参加可能な児童・生徒が、通常の学級に籍を置きながら、週1～8単位時間程度、通級して指導を受ける学級。	12, 42, 43
※14	情緒障がい等 通級指導学級	選択性緘黙などの心因性の情緒障がいの他、自閉症スペクトラム、注意欠如・多動性障がい、学習障がいの児童・生徒を対象とした通級指導学級。	12, 43
※15	言語障がい	発音が不明瞭であったり、話し言葉のリズムがスムーズでなかったりするため、話し言葉によるコミュニケーションが円滑に進まない状態のこと。	12
※16	療育	言葉や身体機能の発達の遅れ等から生じる生活面の不自由を軽減するなど、社会的な自立に向けた治療と保育・教育を合わせたトレーニング等を行うこと。	14, 39, 41, 48, 54, 56, 61, 62
※17	すみれ教室の 認可通園	すみれ教室で行う障害児通所支援サービスで、発達に支援が必要な3歳児から5歳児の子どもが、週5回程度通園し、日常生活における基本的な動作や集団生活への適応訓練を行います。	14, 39
※18	すみれ教室 親子通園	発達に支援が必要な0歳児から5歳児の子どもとその保護者が、週に1回程度すみれ教室に通園し、小集団での遊びなどを通して、子どもの発達を促すとともに、保護者が子どもとの接し方について理解を深めます。	14
※19	心身障がい	ここでは、知的障がい児、身体障がい児、重度心身障がい児のこと。	15

番号	単語	説明	ページ
※20	長期療養児	小児慢性特定疾患医療費助成を受けている児童など、長期療養生活を送っている児童のこと。	15
※21	進学相談	中学校への進学に際し、児童の障がいの状態や教育的ニーズ、本人・保護者の意見、教育・医学・心理学等専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえ、総合的な観点から進学先を決定するために教育委員会が行う相談。	16, 48
※22	就学相談	小学校への就学に際し、子どもの障がいの状態や教育的ニーズ、本人・保護者の意見、教育・医学・心理学等専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえ、総合的な観点から就学先を決定するために教育委員会が行う相談。	16
※23	教育相談	教育センターで、心理専攻や教職経験のある相談員が、市内の18歳までの子どもの学校生活に係る様々な相談（不登校・いじめ・体罰・発達の問題・友人関係・非行・教育上の相談等）に応じるもの。出張・電話相談もある。	17
※24	発達障がい	脳機能の発達が関係する障がいで、コミュニケーションや対人関係で困難を抱えることが多く見られます。主な発達障がいとしては、自閉症スペクトラム、注意欠如・多動性障がい、学習障がいなどがあり、複数の障がい重なって現れることや、障がいの程度や年齢、生活環境などによっても症状は違ってきます。	17, 18
※25	高次脳機能障がい	病気や交通事故など様々な原因によって脳に損傷をきたしたために生ずる、言語能力や記憶能力、思考能力、空間認知能力などの認知機能や精神機能の障がいのこと。	18
※26	サービス等利用計画 (障害児支援利用計画)	障害児通所支援サービスを利用する方の生活を支えるため、生活の中で解決すべき課題を踏まえて必要な支援の内容を検討し、具体的に利用するサービスを計画するもの。	19, 52, 53
※27	セルフプラン	サービス等利用計画（障害児支援利用計画）のうち、様々なサービスに精通した相談支援専門員と利用者が面談などを通じて作成した計画ではなく、サービスを利用する方やその保護者等が作成した計画のこと。	19
※28	特別支援教育	学校教育法第81条に基づき、障がいのある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するという視点に立ち、一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善・克服するために適切な指導や必要な支援を行う教育。	43, 45, 47, 62, 74

番号	単語	説明	ページ
※29	特別支援教育 支援員	町田市立小・中学校に在籍する特別な配慮が必要な児童・生徒の介助・安全への配慮を行い、学校生活を支援するために、学級担任教諭の補助者として、市教育委員会が委嘱する支援員。	43
※30	副籍制度	特別支援学校の小・中学部に在籍する児童・生徒が、居住する地域の通学区の小・中学校に副次的な籍を持ち、直接的な交流や間接的な交流を通じて、居住する地域とのつながりの維持・継続を図る制度。	43, 65, 74
※31	副籍交流	副籍制度による交流活動のこと。	43, 65, 74
※32	特別支援教育 巡回相談員	通常の学級での特別な配慮や支援を要する児童・生徒に関する各校の実態を把握し、その指導について学校管理職・特別支援教育コーディネーター・学級担任等への助言や、専門家チーム・関係諸機関への連絡・相談を行う相談員。	47, 74
※33	専門家チーム 専門員	町田市立小・中学校に在籍する児童・生徒の発達障がいの状況や課題に関する意見・判断、必要な支援・配慮等を踏まえた学習・生活指導の具体策、保護者への支援に関する方策、学校の組織的取組等に関する改善策などについて指導・助言を行うために、市教育委員会が委嘱する有識者。	47, 74
※34	特別支援学級 専任相談員	町田市立小・中学校の特別支援学級の指導内容・方法についての必要な助言や、通常の学級に在籍する特別な配慮が必要な児童・生徒への指導方法や対応の助言を行うために、市教育委員会が委嘱する相談員。	47, 74
※35	マイ保育園 事業（子育て ひろば事業）	身近な認可保育園が「かかりつけ窓口」として子育て相談や子育て情報を提供する事業。また、実施園によっては室内や園庭を「子育てひろば」として開放し、親子の交流の場の提供や子育て支援に関する講習等を行っています。	37, 51, 52
※36	子育てひろば 事業 Ⅲ型・Ⅳ型	ひろばの日数や時間、講座回数等などによりⅠ型からⅣ型（Ⅳが最大）まで類型を定めています。Ⅲ型は1週間あたりで3日以上で1日5時間以上、Ⅳ型は1週間あたり5日以上で1日6時間開放します。	52
※37	特別支援教育 コーディネーター	特別な支援が必要な児童・生徒の教育を支援するため、小・中学校、特別支援学校等における学校内外の連絡調整（保護者の相談窓口、校内委員会・研修の企画・運営、関係諸機関・学校との連絡調整など）を担当する教員。	62